

主 文

- 1 被告A、被告B、被告C及び被告Dは、原告に対し、連帯して、1
億2222万8106円及びこれに対する被告A、被告Bについては
令和6年6月26日から、被告Cについては同月27日から、被告D
5 については令和5年6月8日から、各支払済みまで年3%の割合によ
る金員（ただし、6846万6097円及びこれに対する令和6年6
月26日から支払済みまで年3%の割合による金員の限度で被告F
と連帯して）を支払え。
- 2 被告Fは、原告に対し、被告A、被告B、被告C及び被告Dと連帯
10 して、6846万6097円及びこれに対する令和6年6月26日か
ら支払済みまで年3%の割合による金員を支払え。
- 3 被告A、被告B、被告C及び被告Dは、参加人に対し、連帯して、
1億円及びこれに対する令和7年1月7日から支払済みまで年3%
の割合による金員（ただし、5600万円及びこれに対する同日から
15 支払済みまで年3%の割合による金員の限度で被告Fと連帯して）を
支払え。
- 4 被告Fは、参加人に対し、被告A、被告B、被告C及び被告Dと連
帯して、5600万円及びこれに対する令和7年1月7日から支払済
みまで年3%の割合による金員を支払え。
- 20 5 原告及び参加人のその余の請求をいずれも棄却する。
- 6 訴訟費用は、原告に生じた費用の2分の1、参加人に生じた費用の
2分の1及び被告らに生じた費用の2分の1を被告らの連帯負担と
し、原告に生じた費用の5分の2、参加人に生じた費用の5分の2及
び被告らに生じた費用の5分の2を被告A、被告B、被告C及び被告
25 Dの連帯負担とし、参加人に生じた費用の10分の1を参加人の負担
とし、その余を原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第 1 請 求

1 第 1 事 件

(1) 被告 A、被告 B、被告 C 及び被告 D は、原告に対し、連帯して、
5 5 0 6 0 万 1 0 9 7 円 及 び こ れ に 対 す る 令 和 5 年 6 月 8 日 か ら 支
払 済 み ま で 年 3 % の 割 合 に よ る 金 員 を 支 払 え。

(2) 被告 A、被告 B、被告 C、被告 D 及び被告 F は、原告に対し、連
帯して、7 1 4 1 万 2 6 4 8 円 及 び こ れ に 対 す る 令 和 5 年 6 月 8 日
か ら 支 払 済 み ま で 年 3 % の 割 合 に よ る 金 員 を 支 払 え。

10 (3) 被告 A、被告 B、被告 C 及び被告 D は、原告に対し、連帯して、
2 4 2 万 1 4 7 9 円 及 び こ れ に 対 す る 令 和 5 年 6 月 8 日 か ら 支 払
済 み ま で 年 3 % の 割 合 に よ る 金 員 を 支 払 え。

2 第 2 事 件

(1) 被告 A、被告 B、被告 C 及び被告 D は、参加人に対し、連帯して、
15 4 6 2 0 万 円 及 び こ れ に 対 す る 令 和 5 年 6 月 8 日 か ら 支 払 済 み ま
で 年 3 % の 割 合 に よ る 金 員 を 支 払 え。

(2) 被告 A、被告 B、被告 C、被告 D 及び被告 F は、参加人に対し、
連帯して、6 3 8 0 万 円 及 び こ れ に 対 す る 令 和 5 年 6 月 8 日 か ら 支
払 済 み ま で 年 3 % の 割 合 に よ る 金 員 を 支 払 え。

20 第 2 事 案 の 概 要

1 本件は、農業協同組合である原告が、原告の施設で保管されていた
りんごを、原告の従業員等であった被告らが共謀の上、数年間にわたり
窃取した（以下、かかる一連の窃盗を「本件窃盗」という。）と主張
し、被告らに対して、①原告にりんごの販売を委託した組合員の被告
25 らに対する不法行為に基づく損害賠償請求権を代位取得したとして、
又は②原告の従業員であった被告らの雇用契約上の債務不履行及びそ

5
10
15
20
25
の他の被告らがこれに加担したことによる不法行為に基づく損害賠償請求として、損害賠償金及びこれに対する令和5年6月8日（本件窃盗が発覚する前の最後の不法行為の日）から支払済みまで民法所定の年3%の割合による遅延損害金の支払いを求める事案（第1事件）並びに、参加人が、原告との間の保険契約に基づき、原告が本件で被った損害の一部の補填として原告に保険金を支払ったことにより、上記①又は②の損害賠償請求権の一部を代位取得したとして、被告らに対して、損害賠償金及びこれに対する令和5年6月8日（本件窃盗が発覚する前の最後の不法行為の日）から支払済みまで民法所定の年3%の割合による遅延損害金の支払いを求める事案（第2事件）である。

2 前提事実（争いのない事実並びに後掲各証拠及び弁論の全趣旨から容易に認められる事実）

(1) 当事者等

ア 原告は、青森県弘前市に本店を置き、弘前市（相馬地区を除く）、
15 平川市碓ヶ関地区、西目屋村、藤崎町藤崎地区、大鰐町を管轄する農業協同組合であり、基幹作物のりんごを中心とした事業展開を行っている。河東地区りんご施設（以下「本件施設」という。）は、弘前市所在の原告のりんごセンターであり、組合員らから搬入されたりんごの選果、分類、箱詰め、出荷等を行う施設である。組合員らと原告との間では委託販売契約が締結されており、原告は、
20 組合員らから搬入されたりんごを、販売以外の目的に使用したり、持ち出ししてはならないとされ、責任をもって管理し、誠実に販売し、販売終了後は、搬入時に組合員らに支払う入庫仮渡金、諸経費等を控除した残額を組合員らに支払うこととされている。（甲1
25 5、18の1から4）

イ 被告A、被告B及び被告Cは、いずれも原告の元従業員であり、

本件窃盗当時、本件施設においてフォークリフト作業員（以下「リフトマン」という。）として勤務していた者である。

ウ 被告Fは、原告の元従業員であり、令和元年頃から令和4年8月頃までの間、本件施設においてリフトマンとして勤務していた者である。（被告F本人15頁）

エ 被告Dは、被告A及び訴外Eの知人であり、本件窃盗当時、りんご販売会社に勤務していた者である。

オ 訴外Eは、本件窃盗当時、りんご卸売等を業とする株式会社I農園を経営していた者である。

10 (2) 本件窃盗が発覚した経緯等

原告の職員らは、令和5年6月頃、本件施設内において、原告の従業員らがりんごを盗んでいるかもしれない旨の内部通報を受け、その様子を監視していたところ、被告A、被告C及び被告Bが、同月9日、訴外Eが運転するトラックにりんごを積み込んで運び出すのを確認したため、同人らから事情聴取したところ、本件窃盗の事実を認めた。（甲1）

20 (3) 本件窃盗の概要等

被告Aは、原告が本件施設に保管されているりんごを、原告に無断で第三者に売却して現金を得ることを思い付き、他の被告らを仲間に入れ実行することとした。具体的な方法としては、選果を終えたりんごの出荷先が特定され発送の札が貼られる前に、その中から盗むりんごを正規の出荷品と区別して取り置き、その分についてはあえて在庫点検表に記載しないでおくなどした上で、各窃盗の日に、訴外Eが運転するトラックに真正な出荷作業を装ってフォークリフトで積み込む方法により、りんごを窃取していた。（なお、各被告の関与の程度等については、後記のとおり争いがある。）

(4) 本件窃盗に関する刑事事件

被告A、被告B、被告C、被告D及び訴外Eは、本件窃盗の一部についてそれぞれ起訴され、いずれも有罪判決を受けた。(甲14の1～14の3)

5 (5) 原告による組合員らへの賠償

原告は、令和6年6月7日、本件窃盗の被害の対象である組合員らに対し、本件窃盗に係る損害賠償金として2億2466万7235円を支払った。(甲19の1、29の1、2)

10 また、原告は、同年10月23日、令和2年産及び令和3年産のりんごについて、手詰め製品分の調整が行われていないことにより被害額が過少に見積もられている可能性があることを理由として、上記組合員らに対し、追加の損害賠償金として704万1860円を支払った。(甲19の2、30の1、2)

(6) 既払金について

15 ア 被告Aは、原告に対し、本件口頭弁論終結時までに、本件窃盗の損害賠償金として、弁済及び貯金債権との相殺をする方法により、合計705万7966円を支払った。

イ 被告Bは、原告に対し、本件口頭弁論終結時までに、本件窃盗の損害賠償金として、弁済及び貯金債権との相殺をする方法により、
20 合計198万5359円を支払った。

ウ 被告Cは、原告に対し、本件口頭弁論終結時までに、本件窃盗の損害賠償金として、弁済及び貯金債権との相殺をする方法により、合計239万7749円を支払った。

エ 被告Dは、原告に対し、本件口頭弁論終結時までに、本件窃盗の
25 損害賠償金として合計450万円を支払った。

オ 訴外Eは、原告に対し、本件口頭弁論終結時までに、本件窃盗の

損害賠償金として200万円を支払った。また、原告は、株式会社I農園の破産手続において、本件窃盗に係る株式会社I農園に対する損害賠償債権について、64万2740円の配当金を受領した。

5 カ 以上のとおり、原告は、被告ら等から、本件口頭弁論終結時までに、本件窃盗の損害賠償金として合計1858万3814円の支払を受けた。

(7) 身元信用保険契約の締結及びこれに基づく保険金の支払い

10 参加人は、原告との間で、保険契約者及び被保険者を原告とする身元信用保険契約を締結した。原告は、令和6年12月5日、参加人に対し、同契約に基づき、本件窃盗を原因とする保険金を請求した。参加人は、令和7年1月6日、原告に対し、合計1億円の保険金を支払った。(甲26、丙1、2)

3 被告らが負う責任について

15 (1) 原告は、前記前提事実(1)アのとおり、組合員らとの間のりんご販売委託契約に基づき、委託を受けたりんごを適正に管理、販売すべき義務を負い、預かったりんごの保管について善管注意義務を負っていた。しかしながら、原告の管理体制等の不備を突いた本件窃盗により、原告は、本件窃盗に係るりんごの販売ができなくなったため、組合員らに対して債務不履行責任を負うと認められる。そして、
20 原告は、前記前提事実(5)のとおり、組合員らに対し、損害賠償金として合計2億3170万9095円を支払っている。

(2) 被告A、被告B、被告C及び被告Fの4名は、本件窃盗当時、原告の従業員であったところ、原告との雇用契約に基づき、雇用契約上の債務を忠実に履行し、原告の正当な利益を侵害しないよう配慮する義務を負っていた。本件窃盗は、当該義務の不履行に当たるとこ
25

ろ、これによって、原告が組合員らに対して、上記(1)の債務不履行に基づく損害賠償義務を負うに至ったといえる。被告A、被告B及び被告Cは、本件窃盗を敢行したことを認めており、同被告らは、原告に対し、債務不履行に基づく損害賠償義務を負うと認められる
5 (なお、後記争点(1)のとおり、被告B及び被告Cについては、責任を負う範囲について争いがあるほか、後記争点(4)、(5)のとおり、損害額及び過失相殺の可否についても争いがある。また、被告Fは、後記争点(3)のとおり、債務不履行責任の有無を争っている。)

(3) 被告Dは、上記(2)の被告4名と共に、代金の授受を担うなど本件
10 窃盗に関与したことを認めており、前記被告らの債務不履行に加担して原告に損害を生じさせたといえるため、被告Dは、原告に対し、不法行為に基づく損害賠償義務を負うと認められる(なお、後記争点(2)のとおり、被告Dが責任を負う範囲については争いがある。)

4 争点

15 (1) 被告B及び被告Cにつき、窃取の実行行為を行っていない日についても債務不履行責任を負うか

(2) 被告Dにつき、令和2年9月上旬から令和3年6月中旬まで及び令和3年9月上旬から令和4年3月末までの期間も不法行為責任を負うか

20 (3) 被告Fにつき、本件窃盗についての故意及び共謀が認められるか

(4) 損害の発生及びその額

(5) 過失相殺の可否

5 争点に対する当事者の主張

25 (1) 争点(1)(被告B及び被告Cにつき、窃取の実行行為を行っていない日についても債務不履行責任を負うか)について

(原告の主張)

5 本件窃盗が同じ手口で長期にわたり継続的に行われていたこと、準備及び実行に際して誰かが仕事を休んでも他の者が作業を補い合っていたこと、被告Aからの実行の指示がなくても他の被告らが自ら積み込みを行っていたこと、休んだ日数にかかわらず全員に報酬が分配されていたことなどからすると、被告らは、個々の窃盗ごとに共犯関係を構築していたのではなく、一連の期間において全員で一つのグループとして窃盗を行う関係であったと評価するのが自然である。

10 したがって、個々の窃盗の準備及び実行行為を行ったか否かにかかわらず、関与した期間の全ての窃盗について債務不履行責任を負うべきである。

(被告Bの主張)

15 個々の窃盗の中には、被告Bが全く関与していないものがある。具体的には、令和5年1月9日、2月9日から同月11日まで、4月16日、5月28日、6月3日、同月4日の計8日は窃盗を行っていないばかりか、窃盗が行われたこと自体知らない。また、令和2年2月中旬頃から令和4年12月31日までのりんご窃取についても、被告Bが全く関わっていなかったものがあるはずであり、その分の損害についても、被告Bは債務不履行責任を負わないと解すべきである。

20 (被告Cの主張)

25 被告Cは全ての窃盗には参加しておらず、参加によって発生させた損害は120万円から130万円程度(120回から130回程度)である。刑事事件において、被告Cは239万7749円の支払いをしている上、量刑も懲役1年2月と、他の被告に比べて軽い判断がされている。よって、被告Cは、本件窃盗の全体に対して債務不

履行責任を負うものではない。

- (2) 争点(2) (被告Dにつき、令和2年9月上旬から令和3年6月中旬まで及び令和3年9月上旬から令和4年3月末までの期間も不法行為責任を負うか) について

5 (原告の主張)

被告Dは、被告Aに対して、売却先として訴外Eを紹介した。また、一連の窃盗において、被告Aと訴外Eとの間で、窃取する日時や品種等の取決め及び代金授受の仲介を行った。

10 被告Dは、窃盗から離脱していた期間があったと主張し、その期間報酬を一切受領せず、何らの関与をしていないと主張する。しかし、被告Aによれば、被告Dが「抜ける」と言った後も、訴外Eから受領した代金を被告Aに渡す役割や、りんご1箱の値段を決める役割を継続しており、被告Aから報酬を受領していた。訴外Eも、被告Aから直接連絡が来るようになった後も、金銭の受渡役は変わらず
15 被告Dのままで、被告Aに対して直接金銭を渡したことは一度もない旨供述している。よって、被告Dが離脱していたと主張する期間中も、その責任を免れることはない。

(被告Dの主張)

20 被告Dは、令和2年9月上旬から令和3年6月中旬まで及び令和3年9月上旬から令和4年3月末までの期間、窃盗行為から離脱していた。被告Dは、この期間、報酬を1円も受領していないし、被告Aと訴外Eは、被告Dを介さず直接連絡をとっていた。よって、被告Dは、上記期間については不法行為責任を負わない。

- (3) 争点(3) (被告Fにつき、本件窃盗についての故意及び共謀が認め
25 られるか) について

(原告の主張)

被告Fは、令和2年9月上旬から令和3年6月中旬まで、令和3年9月上旬から令和4年3月末まで及び令和4年4月4日から同年8月31日までの期間において、被告A、被告B及び被告Cと共に、窃取するりんごを訴外Eのトラックに積載する作業を行うこと
5

被告Fは、窃取行為の認識がなかった旨主張するが、同人は、令和6年3月3日に行われた聞き取り調査において、盗品の運搬をしていることに気付いていた旨を供述している。また、被告Aから複数回にわたり総額約60万円もの金銭を渡されながら、何の金か分からず、ただ同人の機嫌を損ねないためだけに漫然と受け取り続けていたと主張するが、あまりにも不自然であって信用性に乏しい。金銭を受け取っていた事実からは、被告F自身が本件窃盗に関わっていること及びその関与に対する報酬であることを認識していたことが強く推認できる。
10

よって、被告Fには、本件窃盗の故意も共謀も認められ、債務不履行責任を負う。
15

(被告Fの主張)

被告Fは、本件窃盗に関し故意がなく、他の被告らと共謀した事実もない。
20

リフトマンとしての被告Fの具体的な仕事は、被告Aや被告Cら担当者の指示に従い、一日に何度も、多数のりんご箱を他のリフトマンと一緒に次々にトラックに積み込む作業であった。被告Fは、もっぱらその業務上、上記担当者の指示に従ってリフト作業を繰り返していたに過ぎず、作業中、窃取行為の認識もなく、自分のどの作業、いつの作業が本件窃盗への関与になっていたのかさえ把握できていない。
25

被告Fは、令和2年11月頃から、被告Aらが本件窃盗を行っていることを疑っており、令和2年か3年頃から令和4年4月頃までの間、被告Aから複数回にわたって、総額50万円ないし60万円の金銭を受領していたが、自身が本件窃盗に関与しているとは一切
5 思っておらず、口止め料という程度の認識しかなかった。

したがって、被告Fは債務不履行責任を負わない。

(4) 争点(4) (損害の発生及びその額) について

(原告の主張)

ア 被告Aは、警察の取調べにおいて、本件窃盗の回数について、①
10 令和2年2月中旬頃から同年4月中旬か5月上旬までに5回以上
10回未満、②令和2年9月上旬から令和3年6月中旬までに約
50回、③令和3年9月上旬から令和4年3月末までに約50回、
④令和4年4月4日から令和5年6月9日までに176回であると
供述した。

かかる供述を含めた被告Aの供述に加え、被告Aのスマートフ
15 ォンのメモアプリのデータ(甲8。以下「Aメモ」という。)、選果
機製品管理システムの出来高データ(甲10の1、2の各「出来高」
欄)、原告が把握していた製品出荷数量(甲10の1、2の各「出
荷」欄)、各年産における品種、等級、階級別の取引単価を示した
20 清算配点表(甲11の1～3)及び第三者委員会作成の報告書(甲
12の1、2)等から算出した損害額は以下のとおりである。

(ア) 令和元年産のりんご 240万円

1回当たりの被害を160箱、被害回数10回、令和元年産の
加工用サンふじの単価を1500円として積算した。

25 (イ) 令和2年産及び令和3年産のりんご 1億3337万233
8円

出来高データから製品出荷数量を控除した総数に、パレット積載数（段ボールの場合は1パレット50箱単位、アイスボックスの場合はパレットを重ねて60箱単位）を加味した修正を加え、被害総数を特定した。そして、被害があったそれぞれの年産における清算配点表から算出した平均単価で積算して損害額を算定した。

なお、出来高データには、手詰め製品（手作業でパック詰めや袋詰めをして製品化するもの）の数が反映されない一方、製品出荷数量には手詰め製品の数が含まれることで、出来高データから製品出荷数量を単純に控除するのみでは、手詰め製品の数量分だけ被害数量に誤差が生じる。令和4年産の手詰め製品の割合は、全製品の約5%であり、例年この割合に変動はないため、令和2年産及び令和3年産のりんごの被害額を算出するに当たっても、同程度の割合で手詰め製品が出荷されたものとして調整をするべきである。

(ウ) 令和4年産のりんご 9593万6700円

Aメモを根拠に被害総数を特定した。

イ また、本件と相当因果関係のある弁護士費用として、原告について1131万円、参加人について1000万円が生じた。

ウ なお、本件において、仮に原告の主張する算定方法によっては損害額を認定できないとされた場合には、民事訴訟法248条の適用によって相当額の損害が認定されるべきである。同条の適用に際しては、認定されるべき損害額は、証拠資料からここまでは確実に存在したであろうと考えられる範囲に抑えた額ではなく、合理的に考えられる中で実際に生じた損害額に最も近いと推測できる額とされるべきである。

(被告Aの主張)

令和4年4月4日以降の窃取の回数については争わないが、それ以前の窃取回数については、警察官らの詰問に対応したものであり、具体的な数値ではなく、これを前提に損害額を推定するべきでない。

5 また、出来高データに反映された製品について、その後に欠損することも大いにあり得るから、出来高データを基礎とするのも相当でない。

(被告Bの主張)

10 損害額については争う。出来高データの信用性は必ずしも十分に高いとはいえない。また、手詰め製品分を調整して損害額を算出することには十分な合理的根拠があるとはいえない。

(被告Cの主張)

15 被告Cは、本件に関連する刑事事件において、他の被告らと比較して最も軽い刑(懲役1年2月)となっている。そうすると、被告Cが、全ての損害を被らせたとはいえない。

また、選果後に箱詰めされたりんごが、倉庫で保管されている際やフォークリフトで運び出す際につぶれて出荷できなくなることがあり、この点を考慮していない原告の損害額算定方法には問題がある。さらに、手詰め製品分についての推定にも大きな問題がある。

20 (被告Dの主張)

選果機製品管理システムは、出荷作業の便宜を主目的とした装置であり、在庫数を管理するために開発されたものではないため、出来高データから製品のおおよその数を把握して推測するという手法は信用性が低い。原告が損害算定のために用いたその他の資料もそれぞれ信用性が低く、立証が不十分である。

25

(被告Fの主張)

原告は、損害算定などについて第三者委員会報告を用いているが、当該第三者委員会は原告のために設置された内部調査委員会に過ぎないことから、その結果に依拠して損害額等を認定、算定することは、正確性、信用性に疑問がある。

5 (5) 争点(5) (過失相殺の可否) について

(被告Dの主張)

本件における損害の拡大には原告による人事管理、在庫管理及び施設管理に問題があったことも寄与しているため、過失相殺されるべきである。

10 (被告Fの主張)

本件は、原告における商品管理体制、警備体制の不備に基づくものである。りんごの仕入れ販売において、棚卸しをしっかりと行い、管理体制を構築するとともに、監視カメラ設置など不正防止の措置をとることも容易だったものであって、仮に、被告らに損害賠償責任が生ずるとしても、大きく過失相殺されるべき事案である。原告
15 においては、棚卸しがされておらず、本件施設において、被告Fの上司として主任、係長、課長、部長らが常駐していたにもかかわらず、それら責任者らは、長期間にわたり本件窃盗に気付かなかったものであって、大胆不敵な犯行が多数回にわたり繰り返されるがままに生じた責任を被告らにのみ負担させることはできない。
20

(原告の主張)

仮に原告の管理体制に不十分な点があったとしても、被告らはそこにつけこんで故意による違法な窃盗行為を繰り返していたのである。このような場合に過失相殺をすることは、加害者である被告ら
25 に対し、故意に違法な手段で取得した利得を許容する結果となって相当でない。本件において過失相殺は認められるべきではない。

第3 当裁判所の判断

1 認定事実

前記前提事実に加え、後掲の証拠及び弁論の全趣旨によれば、本件窃盗について、次の事実が認められる。

- 5 (1) 被告Aは、令和元年冬頃、本件施設に保管されているりんごを原告に無断で売却し、金銭を得ることを思い付いた。まず、中学校時代の知人であった被告Dに連絡して仲間に引き入れた上、同人から窃取したりんごの売却先として訴外Eを紹介してもらい、同人も仲間
- 10 2の2、被告A本人3、4頁)
- (2) 被告A、被告B、被告C、被告D及び訴外Eは、共謀の上、令和2年2月中旬頃から同年4月中旬又は同年5月上旬までの間に、少なくとも5回、本件施設からりんごを窃取した。また、本件施設の
- 15 フトマンだった訴外G（弁論分離前の被告）も、被告Aらと共に、りんごを訴外Eのトラックに積み込む作業や色付きの良いりんごを取り分ける作業を行うなどした。なお、上記期間は、製品として箱詰めされたりんごではなく、加工用のりんごを窃取していた。（甲2の1、2の2、甲7）
- 20 (3) 令和2年9月以降、りんごの市場価格が低下していたため、被告らは、加工用のりんごより高価な製品として箱詰めされたりんごを窃取することとした。この頃、被告Aが被告Fを本件窃盗に勧誘した。被告Fは、被告Aからの勧誘を受けた以降、箱詰めされたりんごを訴外Eのトラックに積み込む作業をすることがあった。（乙A1、
- 25 乙F1、被告A本人18、19頁、被告F本人4、5頁）
- (4) 被告A、被告B、被告C、被告F及び訴外Eは、令和2年9月上

旬頃から令和3年6月中旬頃までの期間及び令和3年9月上旬頃から令和4年3月末までの期間、複数回、本件施設からりんごを窃取した。(甲2の1、2の2、甲7)

5 (5) 被告A、被告B、被告C、被告F及び訴外Eは、令和4年4月4日から令和5年6月9日までの間に、合計176回、本件施設からりんごを窃取した。なお、被告Fは、令和4年8月頃に本件施設から異動となっており、同年9月以降は本件窃盗に関与していない。

(甲2の1、2の4、甲8、9、乙F1、被告F本人14、15頁)

10 (6) 窃取するりんごを事前に準備する作業は基本的に被告Aが行っていたが、同人ができない場合は、被告Bや被告Cが行うこともあった。また、訴外Eが運転するトラックにりんごを積み込む作業について、被告ら全員が毎回参加するわけではなく、訴外Eが来た際に出勤していた被告らが参加して適宜実行していた。(甲2の2、被告A本人13頁、被告B本人13頁、被告C本人11頁)

15 (7) 1回で盗むりんごの数量は、訴外Eが運転するトラックに積み込める量と決められていた。具体的には、加工用りんごは20kgのコンテナを40箱積んだパレットを4つ分(合計160箱)、箱詰めりんごは、段ボールに入っているものであれば、これを50箱積んだパレットを4つ分(合計200個)、アイスボックス(発泡スチロールの箱)に入っているものであれば、これを60箱積んだパレット
20 を4つ分(合計240個)窃取していた。また、1回で盗むりんごの種類は1種類であり、複数の種類のりんごを1回で盗むことはなかった。(甲2の2、甲8、9、被告A本人21、22頁)

25 (8) 窃取したりんごの代金は、まず被告Dが訴外Eから受け取り、被告Dが被告Aに渡していた。被告Dは、かかる代金の運搬役のほか、被告Aと訴外Eとの間の連絡役や、代金交渉の仲介役も担っていた。

被告Aは、その後、報酬として各被告に一定額を交付していた。報酬は、1回につき被告Bと被告Cが1万円程度、被告Dが4万円から7万円程度であった。被告Fは、被告Aから合計6、7回程度報酬を受け取ったことがあり、1回当たり平均して8万円程度、合計
5 で50万円から60万円程度受け取っていた。なお、訴外Eから被告Aへの代金の支払や、被告Aから同人以外の被告らへの報酬の交付は、数回分をまとめて行われることが多かった。(甲2の2、甲3の1、甲4の1、甲5、6、乙D1、F1)

(9) 被告Dは、令和2年秋頃に、被告Aに対し、本件窃盗から抜けた
10 いと申し出た。しかし、かかる申出以降も、被告Dは訴外Eから代金を受け取って被告Aに渡す役割を続けていた。その半年から1年後頃、被告Dは、被告Aに対し、再び本件窃盗に加わりたい旨申し出た。被告Aはこれを受け入れ、被告Dは再び従前どおりの報酬を受け取るようになった。(甲2の2、甲5、乙D1、被告A本人5、
15 6、14、15、17、18頁、被告D本人8～10頁)

2 争点(1)(被告B及び被告Cにつき、窃取の実行行為を行っていない日についても債務不履行責任を負うか)について

(1) 被告B及び被告Cは、本件窃盗の実行行為全てに参加したわけではないため、参加しなかった日については損害賠償責任を負わない
20 旨主張する。

(2) この点、個々の窃盗ごとに、実際に参加する人員や窃取するりんごの種類や数量等に差異はあるものの、本件施設に保管されているりんごの中からあらかじめ窃取するりんごを選別しておき、それを
25 訴外Eの運転するトラックに積み込んで運び出すという窃取の方法は同一である。また、窃取するりんごの準備を被告Aが行えない場合は被告Bや被告Cが代わりに行ったり、個々の窃盗の際、誰かが

不在であっても、出勤していた被告らが適宜りんごの積み込みを担当したりする等、被告らが相互に補い合って本件窃盗を敢行しており、実際、被告B及び被告Cは、自分が不在の時にも本件窃盗が行われていることを認識していた（被告B本人13頁、被告C本人11頁）。

5

以上を踏まえると、本件窃盗は、被告ら間において、自身の不在時には他の被告らによる窃取の可能性も前提にした上で、本件施設から上記方法によりりんごを窃取するという被告らの概括的な共謀に基づいて行われたものというべきであるから、本件窃盗の全期間に関与していた被告B及び被告Cは、窃取の実行行為に参加していない日があったとしても、その日に生じた損害も含め、本件窃盗の全体について、債務不履行責任を負うというべきである。

10

3 争点(2)（被告Dにつき、令和2年9月上旬から令和3年6月中旬まで及び令和3年9月上旬から令和4年3月末までの期間も不法行為責任を負うか）について

15

被告Dは、本件窃盗から離脱していた期間があり、この期間については本件窃盗の共謀から離脱したとみるべきであり、不法行為責任を負わない旨主張する。確かに、上記認定事実(9)のとおり、被告Dは、令和2年秋頃、被告Aに対し、本件窃盗から抜きたい旨申し出ている。

20

しかし、かかる申出以降も、被告Dは訴外Eから代金を受け取って被告Aに渡す役割を担っており、被告Dはかかる代金が窃取に係るりんごの代金であることも認識していたというべきであるから、上記期間中も、被告Dは、本件窃盗の重要部分に関与していたと認められる。

25

したがって、被告Dは、本件窃盗の上記期間についても不法行為責任を負うというべきである。

4 争点(3)（被告Fにつき、本件窃盗についての故意及び共謀が認めら

れるか) について

(1) 被告Fは、指示に従ってりんごの積み込み作業に関与したのみであって窃盗の故意がなく、他の被告らと共謀したこともないと主張する。

5 (2) しかし、被告Fは、被告Aから本件窃盗について勧誘され、訴外Eのトラックに箱詰めされたりんごを積み込む作業を行い、被告Aから合計50万円から60万円の報酬を受け取っていた（認定事実(3)、(4)、(5)及び(8)）。そして、被告Fは、訴外Eのトラックについて、出荷に関するトラックではないことも認識していた（乙F1、被告
10 F本人16頁）。

これらの事情からすれば、被告Fは、被告Aらが本件施設で保管されているりんごを盗んでおり、盗むりんごの積み込み作業を自らが現に実行している可能性を認識しつつ、自らが本件窃盗に関与することを受け入れていたと認められる。

15 被告Fは、被告Aから受け取っていた報酬について、何の金銭か分からないまま、被告Aの機嫌を損ねないために何も聞かず受け取っていた旨供述する。しかし、そもそも1回当たり8万円程度の高額な金銭を、その趣旨も分からないまま被告Aの機嫌を損ねないためという理由だけで何度も受け取ることは不自然である上、被告F
20 は、被告Aから本件窃盗の勧誘を受けており、出荷に関するものではないと認識しているトラックに何度かりんごを積み込んでいることを踏まえれば、被告Aから金銭の趣旨につき明言されなかったとしても、本件窃盗の報酬であることを認識していたと認められる。よって、被告Fのかかる供述は信用できない。

25 したがって、被告Fには、本件窃盗についての故意及び共謀が認められ、本件窃盗に関与した令和2年9月上旬から令和4年8月3

1日までの期間（令和2年産及び令和3年産のりんご）について、債務不履行責任を負うというべきである。

5 争点(4)（損害の発生及びその額）について

(1) 令和元年産のりんご（令和2年2月中旬頃から同年4月中旬又は
5 同年5月上旬までの間に窃取された加工用りんご）

合計120万円

被告Aは、上記期間に、加工用りんごを少なくとも5回窃取した
（認定事実(2)）。そして、1回当たりの被害数量はコンテナ160箱
（40箱×4）、1箱の単価を1500円（甲12の1参照）とみる
10 のが相当であるから、被害額は120万円（160箱×1500円×
5回）と認められる。

(2) 令和2年産及び令和3年産のりんご（令和2年9月上旬から令和
3年6月中旬まで、令和3年9月上旬から令和4年3月末まで及び
令和4年4月4日から同年6月11日までの間に窃取された製品と
15 して箱詰めされたりんご）

合計1億2367万4720円

ア サンつがる、シナノスイート、ひろさきふじ及びサンふじの被害数量の算定方法について

(ア) 本件施設のりんご選果機には、付帯装置として製品プールと
20 装置を制御する製品管理システムが導入されており、製品プー
ルに入庫する際に通過した箱数が、出来高データとして記録さ
れる仕組みとなっている（甲12の1）。この出来高データから、
製品出荷数量を控除すれば、出来高データには記録されたにも
関わらず製品として出荷されなかつたりんごの数を算出するこ
25 とができ、本件窃盗における被害数量の概数を把握することが
可能である。

ただし、同システムは出荷作業の便宜を主目的とした装置であり、在庫の数を管理するためのものではなく、製品のバーコードが読み取られない場合がある等、出来高の正確な数量が記録されているわけではない（同上）。また、出来高データに記録された後、りんごが販売されるまでの間に、リフトマンの操作ミスによる落下事故等により欠損が生じることがあることが認められ（被告A本人7～9、11、12、24頁、被告B本人3～7、10～13頁、被告C本人4～6、9、10頁。なお、上記欠損は、原告において「乱箱」と呼ばれており、以下、この呼称を用いる。）、かかる乱箱が生じた場合も出来高データと製品出荷数量にずれが生じることとなる（なお、証人H（原告職員）は、本件窃盗期間内に従業員による落下事故はなかった旨証言するが、その理由は従業員から報告がなかったからと述べるにとどまっている。一方、被告A、被告B及び被告Cは、いずれも、乱箱が生じた場合でも原告に報告しない場合がある旨供述している。本件窃盗は3年余りの長期間に及ぶものであるところ、当該期間中に従業員の過誤等による乱箱が全く生じていなかったとは考え難いこと、乱箱を生じさせた場合でも、手続等の手間を避けるために原告に報告しない従業員がいることは不自然ではないこと等を考慮すると、上記被告らの供述は信用でき、原告が把握していない乱箱が一定数生じていたと考えるのが合理的である。）。したがって、出来高データから製品出荷数量を控除した数量をもって被害数量としてしまうと、実際より過分になるおそれがある。そこで、1回に窃取するりんごの数量は、段ボール箱の場合は200箱、アイスボックスの場合は240箱と決められており、1回で盗むりんごの種類は1種類で、複数の種類のりんごを1回の窃盗で盗む

ことはなかったこと（認定事実(7)）を考慮し、出来高データから製品出荷数量を控除して得られた数量（甲10の2）を、段ボール箱の場合は200の倍数、アイスボックスの場合は240の倍数になるように切り下げて整理した数値をもって、本件窃盗による被害数量と認定するのが相当である。

なお、りんご1箱当たりの単価は、等級及び階級に応じて定められているところ、窃取されたりんごの等級及び階級を特定することはできないため、出来高データと製品出荷数量にずれがあった製品について、清算配点表（甲11の2）に基づいて1箱当たりの平均単価を算出し、その単価を認定した被害数量に乗じることで損害額を算出することとした。

(イ) 被告らは、概要、出来高データの信用性が低いことや、乱箱が生じる可能性があること等から、そもそも出来高データから製品出荷数量を控除して被害数量の特定をする方法自体、適切でない旨主張する。しかしながら、前述したとおり、出来高データは、概ねの出来高数を把握するためには有用なものといえ、相応の信用性を有しているし、乱箱についても、被害数量に大きな影響を与えるような数の乱箱が生じていたとは考え難く、前記のとおり、200又は240の倍数に切り下げる計算の中で十分考慮されているといえる。よって、被告らの主張は採用できない。

(ウ) 原告は、令和2年産及び令和3年産のりんごについては、手詰め製品分の調整が必要である旨主張する。すなわち、出来高データには選果機で自動箱詰めされたりんごの数のみが反映され、手詰め製品の数量は反映されない一方で、製品出荷数量には手詰め製品の数量も反映されているため、単純に出来高データから製品出荷数量を控除するのみでは、手詰め製品の数量分、被害

額が低く見積もられてしまうと指摘する。

たしかに、上記計算方法では、手詰め製品分が考慮されていないことは、原告の指摘するとおりである。しかしながら、手詰め製品として出荷された令和2年産及び令和3年産のりんごの数量を把握することができる直接の証拠はない。原告は、製品出荷数量に対して手詰め製品が占める割合は例年変化がないため、作業日誌が残っていた令和4年産の手詰め製品が占める割合を、令和2年産及び令和3年産にも当てはめて算出すべき旨主張するが、製品出荷数量に対して手詰め製品が占める割合に変化がないことを裏付ける証拠もない。

したがって、手詰め製品分の調整をして損害額を算出することは相当とはいえない。

イ 有袋ふじの被害数量の算定方法について

令和2年産のものは、サンつがる、シナノスイート、ひろさきふじ及びサンふじと同様の方法により算出した。

令和3年産のものは、Aメモにより、窃取されたりんごの等級、階級、数量を特定した上、清算配点表（甲11の1）に基づいて単価を乗じて算出した（なお、Aメモは、訴外Eに対して請求する代金を把握するためにその都度記録していたものであり（甲2の5）、基本的に信用できる。）。

ウ 以上の算定方法により計算した品種ごとの損害額は、以下のとおりであり、合計1億2367万4720円となる。

(ア) サンつがる（段ボール箱入り）

令和2年産の出来高は17万6987箱、製品出荷数量は17万6404箱である（甲10の2）。その差は583箱であり、200の倍数に合わせて切り下げた400箱が、本件窃盗によ

り窃取された箱数と認められる。1箱当たりの平均単価は3018円であるため(同上)、被害額は120万7200円(400箱×3018円)となる。

5 令和3年産の出来高は14万6356箱、製品出荷数量は14万4487箱である(同上)。その差は1869箱であり、200の倍数に合わせて切り下げた1800箱が、本件窃盗により窃取された箱数と認められる。1箱当たりの平均単価は2943円であるため(同上)、被害額は529万7400円(1800箱×2943円)となる。

10 (イ) シナノスイート(段ボール箱入り)

令和3年産の出来高は3万7537箱、製品出荷数量は3万7400箱である(甲10の2)。その差は137箱であり、200箱に満たないため、本件窃盗によるものとは認められない。

(ウ) ひろさきふじ(段ボール箱入り)

15 令和3年産の出来高は13万8054箱、製品出荷数量は13万5899箱である(甲10の2)。その差は2155箱であり、200の倍数に合わせて切り下げた2000箱が、本件窃盗により窃取された箱数と認められる。1箱当たりの平均単価は4721円であるため(同上)、被害額は944万2000円(2000箱×4721円)となる。

20 (エ) サンふじ(段ボール箱入り)

25 令和2年産の出来高は92万1382箱、製品出荷数量は91万8711箱である(甲10の2)。その差は2671箱であり、200の倍数に合わせて切り下げた2600箱が、本件窃盗により窃取された箱数と認められる。1箱当たりの平均単価は3080円であるため(同上)、被害額は800万8000円

(2600箱×3080円)となる。

令和3年産の出来高は63万2056箱、製品出荷数量は61万7999箱である(同上)。その差は1万4057箱であり、200の倍数に合わせて切り下げた1万4000箱が、本件窃盗により窃取された箱数と認められる。1箱当たりの平均単価は3739円であるため(同上)、被害額は5234万6000円(1万4000箱×3739円)となる(なお、Aメモには、令和3年産のサンふじのうち5400箱を、令和4年4月4日から同月28日までの間に窃取した旨が記載されている。もともと、出来高と製品出荷数量の差が1万4057箱であり、かなりの開きがあることに鑑みると、メモに記載された期間以外に窃取されたものがあると認められ、損害数量の算定に当たっては、Aメモではなく、出来高から製品出荷数量を控除して算定した。)

(オ) 有袋ふじ (アイスボックス入り)

令和2年産につき、出来高は15万3277箱、製品出荷数は14万6130箱である(甲10の2)。その差は7147箱であり、240の倍数に合わせて切り下げた6960箱が、本件窃盗により窃取された箱数と認められる。1箱当たりの平均単価は3597円であるため(同上)、被害額は2503万5120円(6960箱×3597円)となる。

令和3年産につき、別表1のとおり、令和4年5月17日から同年6月11日までの間に、アイスボックス4561箱分窃取され、被害額は2233万9000円となる。

(3) 令和4年産のりんご (令和4年9月6日から令和5年6月8日までの間に窃取された製品として箱詰めされたりんご)

合計 9 5 9 3 万 7 2 0 0 円

A メモにより、窃取されたりんごの等級、階級、数量を特定した上、清算配点表（甲 1 1 の 1）に基づいて単価を乗じて計算した。

品種ごとの損害額は以下のとおりであり、合計 9 5 9 3 万 7 2 0 0 円となる。

ア サンつがる（段ボール箱入り）

別表 2 のとおり、令和 4 年 9 月 6 日から同月 2 5 日までの間に、2 6 0 0 箱分窃取され、被害額は 6 3 8 万 9 9 5 0 円となる。

イ ひろさきふじ（段ボール箱入り）

別表 3 のとおり、令和 4 年 1 0 月 1 0 日から同年 1 1 月 6 日までの間に、3 6 0 0 箱分窃取され、被害額は 1 2 4 2 万 2 2 0 0 円となる。

ウ シナノスイート（段ボール箱入り）

別表 4 のとおり、令和 4 年 1 1 月 1 9 日に、2 0 0 箱分窃取され、被害額は 5 5 万 2 0 0 0 円となる。

エ サンふじ（段ボール箱入り）

別表 5 のとおり、令和 4 年 1 1 月 3 0 日から令和 5 年 4 月 2 9 日までの間に、1 万 5 2 2 0 箱分窃取され、被害額は 5 0 8 8 万 2 3 5 0 円となる。

オ 有袋ふじ（アイスボックス入り）

別表 6 のとおり、令和 5 年 5 月 1 0 日から同年 6 月 8 日までの間に、5 0 4 0 箱分窃取され、被害額は 2 5 6 9 万 0 7 0 0 円となる。

(4) 損害額の合計

上記(1)から(3)までを全て合計した額は、2 億 2 0 8 1 万 1 9 2 0 円となる。

6 争点(5) (過失相殺の可否) について

被告D及び被告Fは、本件窃盗は、原告における管理体制、警備体制等に問題があったことにも起因しているため、過失相殺をすべき旨主張する。

5 確かに、本件施設で勤務するリフトマン及びその業務が固定されていたこと、複数人による在庫管理のチェックがされていなかったこと、本件施設内に防犯カメラが設置されていなかったこと等の管理上の問題があったことは否定できない(甲12の2(13頁以下)参照)。しかしながら、被告らは、かかる管理上の問題につけ込んで、本件窃盗
10 を敢行したものであり、仮に管理上の問題を原告の過失と評価し、損害賠償金を減額すれば、被告らは、窃盗をしても管理上の問題を指摘しさえすれば、過失相殺により減額された分の利得を得られる上、全体の被害額が大きければ大きいほど、利得の額も大きくなる。このような結論は、当事者同士の損害の公平な分担という過失相殺の法意に
15 照らして妥当でない。

したがって、本件において過失相殺は認められない。

7 各被告の負う損害賠償額について

(1) 被告A、被告B、被告C及び被告Dについて

ア 既払金の控除

20 被告A、被告B、被告C及び被告Dは、本件窃盗の全体について損害賠償責任を負うところ、原告は、本件口頭弁論終結時までに、被告ら等から、本件窃盗の損害賠償金として、合計1858万3814円の支払いを受けた。本件窃盗による損害額は、合計2億2081万1920円であり、既払金を控除すると、2億022
25 2万8106円となる。

イ 弁護士費用

本件と相当因果関係のある弁護士費用は、2000万円と認められる。

ウ 小括

よって、被告A、被告B、被告C及び被告Dは、連帯して損害額の合計2億2222万8106円について損害賠償責任を負う。

(2) 被告Fについて

ア 既払金の控除

被告Fは、前記4で認定したとおり、令和2年産及び令和3年産のりんごの損害分についてのみ損害賠償責任を負う。原告は、既払金を年産ごとの損害額の割合に応じて按分して損害額の元本に充当して請求しており、被告らも当該充当方法に異議を述べていないことからすると、当該充当方法につき、原告は、弁済の受領のときに指定をしたか、弁済者との間で合意をしたものと一応解することができる(民法488条2項、490条)。そうすると、上記既払金(1858万3814円)のうち、令和2年産及び令和3年産のりんごの損害額(1億2367万4720円)が全体の損害額(2億2081万1920円)に占める割合(約56%)に応じた1040万8623円が令和2年産及び令和3年産のりんごの損害額に充当されたものといえる。令和2年産及び令和3年産のりんごにかかる損害額は1億2367万4720円であり、上記充当額(1040万8623円)を控除すると、1億1326万6097円となる。

イ 弁護士費用

弁護士費用のうち被告Fが責任を負うべき額は、1120万円と認められる。

ウ 小括

よって、被告Fは、損害額の合計1億2446万6097円について、被告A、被告B、被告C及び被告Dと連帯して損害賠償責任を負う。

8 請求可能額

5 (1) 参加人の請求可能額

ア 被告A、被告B、被告C及び被告Dに対して

前記前提事実(7)のとおり、参加人は、原告との間の身元信用保険契約に基づき、原告に対し、合計1億円の保険金を支払っているから、参加人は、保険法25条1項に基づき、原告の有する損害賠償請求権について、原告に代位して行使することができる。参加人は、
10 保険の対象期間は、本件窃盗のうち、令和2年産、同3年産及び同4年産のものであるとし、1億円を年産ごとの損害額の割合に応じて按分して請求している（按分額を10万円以下四捨五入した金額で代位して請求していると解される。）ことからすると、保険
15 金（1億円）を上記割合に応じて支払ったと解するのが相当である。よって、参加人は、本件窃盗全体について責任を負う被告A、被告B、被告C及び被告Dに対しては、1億円を請求することができる。なお、参加人は、支払った保険金の額に加えて弁護士費用相当額
20 （合計1000万円）を請求しているが、参加人は、保険者である参加人が行った保険給付の額又は被保険者である原告が有する債権の額のいずれか少ない額の限度で原告に代位することができるに留まり（保険法25条1項）、これを超えて弁護士費用相当額を請求することはできない。

イ 被告Fに対して

25 参加人は、被告Fに対しては、保険金1億円のうち、被告Fが責任を負う令和2年産及び令和3年産のりんごの損害額（1億23

67万4720円)が令和2年産、令和3年産及び令和4年産のりんごの損害額合計(2億1961万1920円)に占める割合(約56.3%)に応じた5600万円が、令和2年産及び令和3年産のりんごの損害額について支払われたと認められるから、同額の
5 限度で請求することができる。弁護士費用相当額を請求できないことは前述したとおりである。

(2) 原告の請求可能額

上記(1)のとおり、参加人による一部代位の結果、原告は、被告A、
被告B、被告C及び被告Dに対し、1億2222万8106円(2億
10 2222万8106円から1億円を控除した額)を請求することができ、被告Fに対し、6846万6097円(1億2446万6097円から5600万円を控除した額)を請求することができる。

(3) 遅延損害金について

原告の被告A、被告B、被告C及び被告Fに対する債務不履行に
15 基づく損害賠償請求権は、期限の定めのない債権であるところ、原告が本件訴訟の係属以前に同被告らに対して履行請求をしたことを認めるに足りる証拠はないから、遅延損害金の起算日は、第1事件の訴状送達日の翌日(被告A、被告B及び被告Fにつき令和6年6月26日、被告Cにつき同月27日)となる。原告の被告Dに対する
20 債権は、不法行為に基づく損害賠償請求権であるため、遅延損害金の起算日は、最後の不法行為日である令和5年6月8日となる。また、参加人は、令和7年1月6日に保険金を支払ったことによって、原告の有する損害賠償請求権を一部代位取得したから、代位取得した金額のほか、保険金支払後の遅延損害金を請求でき、その起算日
25 は、保険金を支払った日の翌日である同月7日からと解するのが相当である。

9 その他の請求について

原告は、原告が組合員らに対して損害賠償金を支払ったことにより、組合員らが被告らに対して有していた、組合員らの原告に対するりんご販売委託契約上の債権を侵害した不法行為に基づく損害賠償請求権を代位取得した旨の主張もしている。かかる構成の場合、原告が行使できるのは、組合員らが有していた債権の限度に留まるところ、組合員らに弁護士費用相当額の損害が生じたとはいえないから、当該構成による損害額は主文の認容額を超えない。

第4 結論

以上の次第で、原告らの請求は主文掲記の限度で理由があるからこれを認容し、その余は理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

青森地方裁判所弘前支部

裁判長裁判官 味 元 厚 二 郎

裁判官 楠 山 喬 正

裁判官 金 子 隼 人